品			
目	危険品の品目		 適用除外の物品
番			2014 have 1 = 124 HH
号	1. 44 45	(a) .l. std:	V4
1	火薬類	(1)火薬	次の各号に掲げる物品は、手回り品
		ア 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 イ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする	る物品は、子凹り品 として車内に持ち
		1 無煙火業、その他朝酸エステルを主とする 火薬	込むことができる。
		八条 ウ 過塩素塩酸を主とする火薬	(1)銃用火薬で、容
		(2) 爆薬	器、荷造ともの重
		(2) 漆栄 ア 雷こう、その他起爆薬	量が 1 キログラ
		イ 硝安爆薬	国が 1 ペログラー ム以内のもの
		1 明女像栄 ウ 塩素酸カリ爆発	(2)振動・衝撃等によ
		エ カーリット	って発火するお
		一 ペーティー オ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩	それのない容器
		を主とする爆薬	に収納した銃用し
		カ 硝酸エステル	雷管又は銃用雷
		キ ダイナマイト類	管付薬きょうで
		ク ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	400 個以内のも
		(3) 火工品	Ø
		雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷	 (3)銃用実包又は銃
		管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装て	用空包で、弾帯又
		んした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発	は薬ごうにそう
		射器用ロケット、その他の火工品	入し、又は振動・
			衝撃等によって
			発火するおそれ
			のない容器に収
			納した 200 個以
			内のもの
2	高圧	(1) 圧縮ガス	次の各号に掲げ
	ガス	アセチレン、天然ガス、水素ガス、硫化水素	る物品は、手回り品
		ガス、一酸化炭素ガス、石灰ガス、水性ガス、	として車内に持ち
		空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガ	込むことができる。
		ス、窒素ガス、炭素ガス(二酸化炭素)、亜酸化	ただし、中身が漏れ
		塩素ガス (笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、	ることを防ぐため
		ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧	の適当な方法で保
		縮ガス及びその製品	護してあるものに
			限る。

	Г		
		(2) 液化ガス	(1)医療用又は携帯
		液体空気、液体窒素、液体酸素、液体塩素、	用酸素容器に封
		液体アンモニア、液化プロパン、液体炭素、	入した酸素ガス
		液体亜硫酸、フレオンー12、フレオンー22、	で2本以内のもの
		液体シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、	(2)消火器内に封入
		塩化メチル、(メチルクロライド)、液化酸化	した炭酸ガスで 2
		エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、	本以内のもの
		その他の液化ガス及びその製品	(3)日常の用途に使
			用する小売店等
			で通常購入可能
			な高圧ガスを含
			む製品で、2リッ
			トル以内のもの
			又は容器・荷造と
			もの重量が2キ
			ログラム以内の
			もの。
3	マッチ	(1)マッチ	次の各号に掲げ
	と軽火	安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ、	る物品は、手回り品
	工品	(2) 軽火工品	として車内に持ち
		導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せ	込むことができる。
		ん、発煙信号かん (発煙筒を含む)、発煙剤、	(1) 安全マッチで、容
		煙火、玩具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管	器、荷造ともの重
		を含む)玩具用軽火工品、始動薬、冷始動薬	量が 3 キログラ
		(始動栓、発火薬又は着火器という。) 冷始	ム以内のもの
		動発熱筒、始発筒その他軽火工品	(2) 導火線又は電気
			導火線で、容器・
			荷造ともの重量
			が 3 キログラム
			以内のもの
			(3) 玩具煙火、競技用
			紙雷管及びその
			他玩具用軽火工
			品で、容器、荷造
			ともの重量が 1
			キログラム以内
			のもの
			(4)信号えん管及び
			信号火せんで実
			重量が 500 グラ

ム以内のもの

	_		
			(5)始動薬、冷始動
			薬、冷始動発熱筒
			及び始動筒で、容
			器・荷造ともの重
			量が 3 キログラ
			ム以内のもの
4	油紙	(1)油紙、油布とその製品	容器・荷造ともの重
	油布類	(2) 擬ウールじゆうとその製品	量が5キログラム以
		(3)動植物油脂ろうを含有するその他の動植物	内のものは、手回り
		性繊維	品として車内に持
			ち込むことができ
			る
5	可燃性	(1)鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コー	日常の用途に使用
	液体	ルタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トル	する小売店等で通
		エン(トルオール)、キシレン(キシロールまた	常購入可能な可燃
		はザイロール)、メタノール(メチルアルコー	性液体を含む製品
		ル又は木精)、アルコール(変性アルコールを	(揮発油等の可燃
		含む。)アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモ	性液体そのものは
		ノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、	除く。) で、2リッ
		アセトアルデヒト、バラアルデヒト、ジエチ	トル以内のもの又
		ルアルミニウム、モノクロライド、モノメチ	は容器・荷造ともの
		ルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメ	重量が2キログラ
		チルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エ	ム以内のものは、手
		チル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルア	回り品として車内
		ルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチ	に持ち込むことが
		ル(エチルブロマイド)、酢酸ブチル、アルミ	できる。ただし、中
		アルコール、ブタノール(ブチルアルコー	身が漏れることを
		ル)、フーゼル油、松根油、テレビン油(松	防ぐための適当な
		精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油	方法で保護してあ
		(バンカー油、ディーゼル重油)、その他可	るものに限る。
		燃性液体及びその製品	
		(2)ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)	
		(3) ニトロトルエン (ニトロトルオール)	
<u></u>	1		

6	可燃性	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)	日常の用途に使
	固体		用する小売店等で
		マグネシウム(粉状、箔状、又はひも状のもの	通常購入可能な可
			燃性固体を含む製
		ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸	品で、容器・荷造と
			もの重量が2キロ
		ン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、	
		ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その	は、手回り品として
		他の可燃性固体及びその製品	車内に持ち込むこ
			とができる。
7	吸 湿 発	 ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、	乾燥した状態の
	熱物	低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カー	カーバイトで、破損
	VIII 154	バイド(炭化カルシウム)	するおそれのない
			容器に密閉した1個
			の重量が 20 キログ
			ラム以内のものは、
			手回り品として車
			内に持ち込むこと
			ができる。
8	酸類	(1) 強酸類	次の各号に掲げ
		硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化ス	る物品は、手回り品
		ルフリルを含む。)、沸化水素酸	として車内に持ち
		(2) 薬液を入れた鉛蓄電池	込むことができる。
			(1) 酸類で、密閉し
			た容器に収納し、か
			つ、破損するおそれ
			のない荷造りした
			0.5 リットル以内の
			もの。
			(2) 薬液を入れた鉛
			蓄電池で、かつ、端
			子が外部に露出し
			ないように荷造り
			したもの。

9	酸化腐	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリ	次の各号に掲げ
	しよく	ウ)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩	る物品は、手回り品
	剤	素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リ	として車内に持ち
		ン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化	込むことができる。
		バリウム、晒粉、臭素 (ブロム)、塩素酸カルシ	(1) 酸化腐しよく剤
		ウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩	で、密閉した容器に
		素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜	収納し、かつ、破損
		鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、	するおそれのない
		過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、	ように荷造りした
		過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベン	0.5 リットル以内の
		ジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフエノン(ク	もの。
		ロルアセトフエノン)、ジニトロソレゾルシン	(2)晒粉及び酸化腐
		鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化	しよく剤製品で、容
		チタン、三酸化クローム (無水クロム酸)、過酸	器・荷造りともの重
		化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐	量が3キログラム以
		しよく剤及びその製品	内のもの。
10	揮散性	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フエロシリコ	
	毒物	ン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、	る物品は、手回り品
		クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、	
		液体青酸、その他揮散性毒物	込むことができる。
			(1) クロロホルム、
			ホルマリン及び液
			体青酸で、密閉した
			容器に収納し、か
			つ、破損するおそれ
			のないよう荷造り
			した 0.5 リットル以
			内のもの。
			(2) 揮散性毒物のうち 試薬として用い
			ら
			造りともの重量が3
			キログラム以内の
			もの。
11	放射性	 核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイ	J . 7 0
11	物 質	ソトープ)	
	1/7 只		

12	セルロ	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイ	日常の用途に使
14			
	イド類	ド製品及び同半成品	用する小売店等で
			通常購入可能なセ
			ルロイド製品で、実
			重量が300グラム以
			内のものは、手回り
			品として車内に持
			ち込むことができ
			る。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネ	次の各号に掲げ
		ブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、	る物品は、手回り品
		デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、	として車内に持ち
		鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油	込むことができる。
		剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	(1)農薬取締法(昭和
			23 年法律第 82
			号)の適用を受け
			ないもの。
			(2)拡散用高圧容器
			に封入した農薬
			で2本以内のも
			\mathcal{O}_{\circ}

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その 内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。